

身体拘束等の適正化のための指針

有限会社 岩出

なないろデイサービス

Ⅰ：身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1. 基本方針 当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的・精神的な自由を制限する身体拘束等を原則として禁止します。安易に拘束を正当化せず、職員全員が身体的・精神的・社会的弊害を正しく理解し、拘束を必要としないケアの実現を目指します。

2. 身体拘束等の定義 厚生労働省が定める以下の「Ⅱ項目の具体的行為」を身体拘束と定義します。

- 体幹や四肢をひも等で縛る。
- ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を縛る、またはミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすから立ち上がらないよう、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. スピーチロック（言葉による拘束）への対応

「ちょっと待って」「座ってて」といった、言葉や応答によって利用者の心理的・精神的な自由を妨げる行為を「スピーチロック」と定義します。不適切なケアの芽として組織全体で排除に努め、丁寧な応答と言い換えを徹底します。

2：身体拘束等適正化のための組織体制

- 1. 委員会の設置と開催：**「身体拘束廃止委員会」を設置し、少なくとも3か月に1回以上定期的
に開催します。多職種（管理者、生活相談員、看護職、介護職等）が参加し、現場の違和感や
「不適切なケア」の芽を早期に共有します。

委員会の構成は、多職種連携による迅速な決定を可能とするため、原則として以下の職種で構成する。

- 施設長(統括責任者)

- 管理者(各事業所)
 - 看護職員（看護師・准看護師）
 - 生活相談員（窓口・連絡調整担当）
 - 介護職員代表（現場実施担当）
- **検討事項：**身体拘束の発生状況の把握、三要件の判断、指針の更新、研修の計画、代替策の検討、現場への周知等を行います。

2. 責任者・担当者の配置

「身体拘束適正化担当者」を置き、指針の整備や現場の実施状況の確認、職員への指導を統括します。

身体拘束適正化担当者	管理者	高橋 広道
------------	-----	-------

3：緊急やむを得ない場合の対応（3 要件の判断基準）

利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の**3つの要件をすべて満たし、かつ組織として慎重に判断した場合に限られます。**

1. **切迫性：**利用者本人または他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. **非代替性：**身体拘束以外の代替する介護方法がなく、あらゆる工夫を検討しても他に手段がないこと。
3. **一時性：**身体拘束が一時的なものであること（必要最小限の時間）。

4：身体拘束等を実施する際の手続きと記録

1. 実施の判断プロセス

担当者個人の判断で行わず、委員会等のチームで検討し、施設長の許可を得る手順を徹底します。

2. 利用者・家族への説明と理解

身体拘束を行う際は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、解除基準を詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。説明内容は記録に残し、可能な限り書面による同意（確認）を得るものとします。

3. 記録の整備と保存

実施した際は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由（3 要件の具体的内容）を逐次記録します。これらの記録は、完結の日から 2 年間保存します。

5：身体拘束を必要としないためのケアの改善

身体拘束を誘発する要因を特定し、以下の改善に努めます。

- **5つの基本的ケアの徹底**：「起きる、食べる、排せつする、清潔にする、活動する」といった日常ケアを見直し、生活リズムを整えます。
- **アセスメントの強化**：本人の思いや「声なき声」を汲み取り、不穏や行動制限が必要と感じる場面の背景を探ります。
- **環境整備**：転倒防止のための福祉用具の活用や、動線の見直しなど、拘束に頼らない環境を整えます。

6：職員研修に関する基本方針

職員の意識改革と技術向上を図るため、以下の研修を実施します。

- **定期研修**：全職員を対象に、身体拘束適正化および虐待防止に関する研修を年2回以上実施します。
- **採用時研修**：新規採用職員に対し、入職時に本指針の周知と基礎知識の教育を行います。
- **研修内容**：指針の周知、3要件の考え方、スピーチロックの事例検討、代替策のワークショップ等。

7：指針の閲覧・公開

本指針は、利用者や家族がいつでも確認できるよう、事業所内での掲示やホームページ等で公表します。

附則

本指針は、令和4年7月1日より施行する。

令和6年4月1日 一部改定
